1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

				00 15 1							
要件	1	国民年金に加入中の方、20 歳前の方、若しくは日本に居住している 60 歳以									
		上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない方。									
		※初診日において65歳以上の場合は対象外です。									
		※老齢基礎年金を	繰り上げ [.]	て受給さ	れてい	る方を除	きまき	•			
	Q	初診日の前日に	おいて、	初診日の	属する	月の2か	り月前ま	での被保険	者期間のう		
		ち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。									
		ただし、令和8	年3月末	までの初	診日の	傷病につ	ついては	は、初診日の	前日におい		
		て、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。									
		※20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は									
		不要です。									
		11 - 11									
		以降に 20 歳の誕生日を迎えた場合、20 歳誕生日の前日)に、一定の障害(注									
		1)の状態にあること。									
年金額			等級	昭和 3	1 年4月	11日以	100 日	和 31 年4	月2日以降		
		年額		にお生き	まれの方	j .	に	お生まれのア	ັ່ງ		
		(令和7年度)	1級	1, (36,	625	円	1, 039,	625円		
			2級	8	329,	300	円	831,	700円		
	ţ	加算額(注2)	2人目の	子まで	1人に	つき	239	9, 300E]		
		一の人数により加算)	3人目以	降の子	1人に	つき	7 9	9, 800E]		

- ※(注1)国民年金法による障害等級表1、2級に該当するもの
- ※(注2)加算額は、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子がいる場合に加算されます。なお、子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子です。
- ※20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。
- ◆窓 □ 市民課 国保年金係(内線:1125~1128 FAX:0263-52-0280)

(2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

- ◆支給金額 月額29,590円
 - 5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がいが重複する方又は これと同等程度以上の方
- ◆支給制限 ・施設等に入所したとき又は継続して3か月を超えて入院したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。

- ◆支給金額 月額16,100円 5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳 1 級、2級(一部)程度、知能指数おおむね 20 以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限 ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
 - 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A1・A2 又は精神障害者保健福祉手帳 1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件 ①施設に入所していないこと
 - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
 - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していない こと
 - ④障がい者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること
 - ※障がい者本人が20歳以上の場合に限ります。
- ◆支給金額 年額48,000円(20歳未満)

年額36,000円(20歳以上)

7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給

◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係

(内線: 2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、前年の 11 月 1 日から当該年の 10 月 31 日までの間に 180 日以上在宅で介護している方に支給されます。

- ◆支給要件 ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者と 同居している方
 - ・180日以上在宅で介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円(12月に支給)
 - ※要介護者が死亡した場合、90 日以上在宅で介護していた方に年額 40,000円を支給。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(6) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある在宅の児童(20歳未満)を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳 1・2級又は療育手帳A1、A2 2級…おおむね身体障害者手帳 3級又は4級の一部、療育手帳B1 (他にも該当になる場合あり)
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき 月額56,800円 2級…障がい児1人につき 月額37,830円 ※4月、8月、11月に4か月分を支給します。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(7) 児童扶養手当

- ◆受給資格者 次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護 している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育して いる人です。なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上 の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
 - ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
 - ・ 父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
 - 1年以上にわたり、父または母が法令により拘束されている児童
 - ・ 父または母が生死不明の児童
 - 1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
 - 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ・ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律による保護命令を受けた児童

◆手当の額

X 5	分	月額		児童加算額		
		力		第2子以降1人	につき	
全部支給の場	合	45,	500円	10,	750円	
一部支給の場	合	所得額に応じて 45,490~10,	740円	所得額に応じて 10,740~5,	380円	

- ※一定の所得以上の方には支給されません。また、一部支給は所得に応じて月額45,490円から10,740円まで10円きざみの額です。ただし次のいずれかに該当する場合は支給されません。
 - ・児童が施設等に入所等している場合
 - ・児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき
 - 日本国内に住所がない場合など
- ◆支 給 月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
- ◆窓 ロ こども未来課こども未来応援係(直通:52-7313)(FAX:52-0642)

(8) 心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に 対して年金を終身支給する制度です。

- ◆加入要件 身体障害者(手帳1~3級)、知的障がい者、精神障がい者を扶養 する保護者(県内在住65歳未満)※健康状態等の要件有り。
- ◆掛 金 加入年齢により、1口月額9,300円~23,300円(上限2口) ※4月1日時点での年齢です。2月ごろに切り替わりますので、ご注意ください。 ※世帯所得等に応じた減免(県の制度)、掛金の補給金制度があります(市の制度)。
- ◆支給金額 •年金月額20,00円(1□)
 - 1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき 【弔慰金】50、000円~250、000円(10)
 - ・5年以上加入し脱退したとき【脱退一時金】75,000円~250,000円(10)
- ◆窓 □ 福祉支援課障がい福祉係(内線:2115~2116 FAX:0263-52-7732)

(9) 難病患者見舞金

塩尻市に引き続き1年以上住所を有し、県で発行している特定医療費(指定難病) 受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定 疾病医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 10,000円
- ◆申請期間 1月~2月末
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

2 医療・補装具・日常生活用具)

(1)後期高齢者医療保険(65歳以上の一定の障がいのある人)

65~74歳で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療に加入できます。加入すると、現在加入中の健康保険より医療機関等の窓口での負担割合が低くなる場合があります。ただし、世帯構成によっては保険料が高くなる場合もあります。加入を希望する人は、事前にご相談のうえ、申請してください。なお、加入は長野県後期高齢者医療広域連合の認定後、申請日からとなります。さかのぼっての認定はできません。

- ◆申請ができる人 65~74 歳で次のいずれかに該当する人
 - ○身体障害者手帳の1~3級または4級の一部の人
 - ○精神障害者保健福祉手帳の1、2級の人
 - ○療育手帳のA (重度)の人
 - ○国民年金などの障害年金1、2級を受給している人
- ◆必要書類 ○本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカードなど)
 - ○各種障害者手帳または障害年金証書など
- ◆窓 □ 市民課 国保年金係(O263-52-O772)